

令和7年

第16回教育委員会会議

議案第37号

秋田県教育委員会

## 議案第 37 号

令和 8 年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

令和 8 年度秋田県教育委員会定期人事異動方針を別紙のとおり決定する。

令和 7 年 10 月 23 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

令和 8 年度秋田県教育委員会定期人事異動を実施するに当たり、異動方針を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 令和8年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）

令和7年10月23日  
秋田県教育委員会

令和8年度定期人事異動については、「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」の下、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。

### 1 基本方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）

① 適正な人員配置

教職員が能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備と地域間・学校間における均衡に配慮した人員配置を行う。

② 人事交流の推進

学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上を図るため、他校種及び他機関との間の人事交流並びに広域にわたる人事交流を行う。

③ 管理職への積極的な登用

学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。

④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人員配置に配慮する。

※ 市町村立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、次の点に留意し、市町村教育委員会との連携を図る。

(ア) 市町村教育委員会が主体性を発揮し、より責任をもって特色ある学校づくりを推進できるよう配慮する。

(イ) 学校における働き方改革の観点から、市町村教育委員会が取り組む業務改善や、教職員の意欲と能力を最大限発揮できる勤務環境の整備を支援する。

(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員

① 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び組織体制等を精査し、事務・事業を適正かつ効率的に実施できる体制を整備する。

② 人事交流の推進

行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、人事交流や職員派遣を行う。

- ③ 管理職への積極的な登用  
教職員のモチベーションを高め、組織の活性化を図るため、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
- ④ 家庭生活と仕事の両立支援  
育児・介護等に取り組みやすいよう人員配置に配慮する。

## 2 実施方針

- (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）
  - ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、業務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
  - ② 地域間・学校間の教職員構成のバランスを考慮した広域交流を行う。
  - ③ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の間で校種間の人事交流を行う。
  - ④ 他道県、秋田大学教育文化学部附属学校及び知事部局等との間で人事交流を行う。
  - ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
  - ⑥ 管理職への登用に当たっては、教職員の組織管理や勤務時間管理、健康安全管理等をはじめとするマネジメント能力を備えた意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
  - ⑦ 管理監督職勤務上限年齢に達した教職員については、これまでの勤務経験や専門性、職員構成のバランスを考慮した配置を行う。
  - ⑧ 新規採用教職員については、初任者研修の実施や地域間・学校間の職員構成等を考慮した配置を行う。
  - ⑨ 育児・介護等の状況に応じて、多様な働き方を選択できるよう配慮した人員配置を行う。
- ※ 市町村立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。
  - (ア) 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
  - (イ) 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるよう配慮する。
  - (ウ) 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。
- (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員
  - ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者及び同一の課所・学校に3年勤務する新規採用事務職員（教育行政・教育事務）は、原則として異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、

- 業務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 総務・財務等の専門性を有する事務職員を各学校に配置するなど、各所属の業務内容、業務量及び職員構成のバランス等を勘案し、業務執行が適正に行われることに留意した人員配置とする。
  - ③ 教育庁等、県立学校、市町村立小・中学校及び義務教育学校並びに知事部局等との間において人事交流を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
  - ④ 管理職への登用に当たっては、職員の組織管理や勤務時間管理、健康安全管理等をはじめとするマネジメント能力を備えた意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
  - ⑤ 管理監督職勤務上限年齢に達した職員については、これまでの勤務経験や専門性、職員構成のバランスを考慮した配置を行う。
  - ⑥ 新規採用職員については、職務経験や配属先の職員構成等を考慮した配置を行う。
  - ⑦ 育児・介護等の状況に応じて、多様な働き方を選択できるよう配慮した人員配置を行う。